

「あなたが主役、あたらしい藤沢の地域福祉」

藤沢市地域福祉計画

(概要版)



高齢者や障害のある方をはじめすべての市民の方が、家庭や地域の中で社会参加ができ一生安心して暮らせるまちづくりを進めるため、市では社会福祉法に基づき 2004 年 4 月に 5 年間の計画期間で藤沢市地域福祉計画を策定しました。

この度、計画期間が終了することから、新たに計画期間を 2009 年度から 2014 年度の 6 年間とする計画を策定しました。

この計画は、藤沢市の「地域福祉」に対する基本的考え方と進む方向を示したもので、地域住民、福祉関係団体と行政が相互に連携しあいながら、地域福祉の推進、具体化を図っていくためのものです。

【2009～2014 年度】

地域福祉計画ってなんだろう？

計画の目的

近年、少子高齢化や深刻な不況、いじめや家庭内における虐待、孤独死など地域社会を取りまく環境は大変厳しい状況となっています。

このような中、少しでも安心して暮らせる地域社会をつくり上げていくためには、法制度による支援だけでは困難であり、住民相互による支えあいや助けあいが不可欠となります。

地域福祉計画は、「社会福祉法」に基づき策定するもので、地域における支えあいや助けあう力を築くための方向性を示し、「生活の拠点である地域に根ざして、そこに生活しているだれもが、その人らしく、安心して充実した生活が送れる地域社会」の実現をめざすものです。

この実現に向けては行政、市民、事業者の相互の連携、支えあいや助けあいが必要となります。

なぜ、いま、地域福祉なの？

地域福祉の必要性

少子高齢化や核家族化の進展に伴い、家庭や地域で様々な問題が生じてきています。

最近では、子育ての悩みや家族介護について誰に相談したらよいか分からず、虐待や自殺・殺人といった悲惨な結果となるような事件も発生しています。

法制度も社会状況に即して変わってきていますが、様々な支援を必要とする人の問題や疑問をすべて解決することは困難です。

誰もが地域で安心して生活をするためには、地域のつながりや関わりを深めていくことが重要であり、地域における支えあいや助けあいが重要です。



地域福祉の推進に向けた本市の具体的取り組み

1 地域福祉の普及・啓発

地域福祉を進めていくためには、理念や目的だけでなく、具体的な取り組み情報等も提供する必要があります。より多くの人の理解を深めるために、

- ・ 広報紙等を活用したお知らせ
- ・ 市のホームページによる周知
- ・ 計画書を関係機関や相談窓口を送付するとともに概要版の作成

により普及・啓発を図ります。

2 ボランティア活動への支援

市民が主体的に行うボランティア活動の活性化や、ボランティア活動をコーディネートする人材育成等を進めるために、

- ・ 新たなボランティア活動の具体化
- ・ ボランティア活動の情報収集や提供のための地域の拠点づくり
- ・ ボランティアコーディネータ育成に向けた支援の具体化
- ・ 一人では外出が困難な方へ制度利用の促進

を行うとともに、誰もが気軽に参加できるボランティア制度の仕組みを検討します。

3 相談・支援ネットワークの拡大

福祉サービスの利用だけでなく、誰もがいつでも相談できる仕組みとして、

- ・ 総合支援ネットワークの設置に向けた検討
- ・ 様々な相談に臨機応変に対応できる相談機能の充実

に向けた取り組みを進めます。

4 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実

認知症、知的障害、精神障害等のために日常生活を送る上で、十分な判断ができない場合には、成年後見制度等の利用が必要となる場合があります。誰もが安心して生活するために、

- ・ 成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・啓発
- ・ 情報提供やサービス利用についての相談窓口の具体化

を図ります。

5 災害時要援護者支援の体制整備

大規模災害発生時の災害時要援護者支援体制の整備は急務となっています。誰もが安心して地域で暮らせるよう地域との連携を図りながら、

- ・ 災害時に支援を必要とする人の情報収集
- ・ 支援を必要とする人の支援体制をつくるための情報提供
- ・ 災害時に活動する団体への情報提供や資機材の提供
- ・ 福祉避難所の支援内容の検討

を行い、支援体制の整備に向けさらに取り組みを進めます。

6 障害者団体等の活動支援や情報発信を行う拠点整備

障害者団体等の自立に向けた活動支援や地域福祉をさらに推進するために、

- ・ 情報発信、地域福祉を担う人材育成等を行う新たな拠点の整備

に向けた具体的検討を進めます。

7 福祉人材の育成・確保に向けた取り組み

今後の高齢化の進展により事業所職員の専門性がさらに重要となります。とりわけ特別養護老人ホームなど、入所施設の増設に併せ、

- ・ 求人情報の提供や養成研修など受講しやすい仕組みの検討
- ・ 若い人の理解を深めるための職場体験など実習の具体化
- ・ 福祉人材の定着や確保を図るための具体的検討

を進めます。



進捗状況の確認ってどうするの？

計画の進行管理と推進委員会の役割

地域福祉を推進し地域力を高めるためには、計画に定められた方向性や具体的取り組みを着実に実践していくことが求められます。「藤沢市地域福祉計画推進委員会」では、計画の方向性や進捗状況の定期的な点検などの進行管理を行います。

また、市では具体的な取り組み状況について定期的に公表します。

発行：藤沢市保健福祉部保健医療福祉課
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
TEL 0466-50-3518 FAX 0466-50-8411
E-Mail:hukusi2@city.fujisawa.kanagawa